

我が国税制の現状と課題

前大阪大学教授・法学博士

森信茂樹

わが国税制の課題

- 20世紀から持ち越した課題

課題その1 - 「所得税改革 課税ベースを広くする」

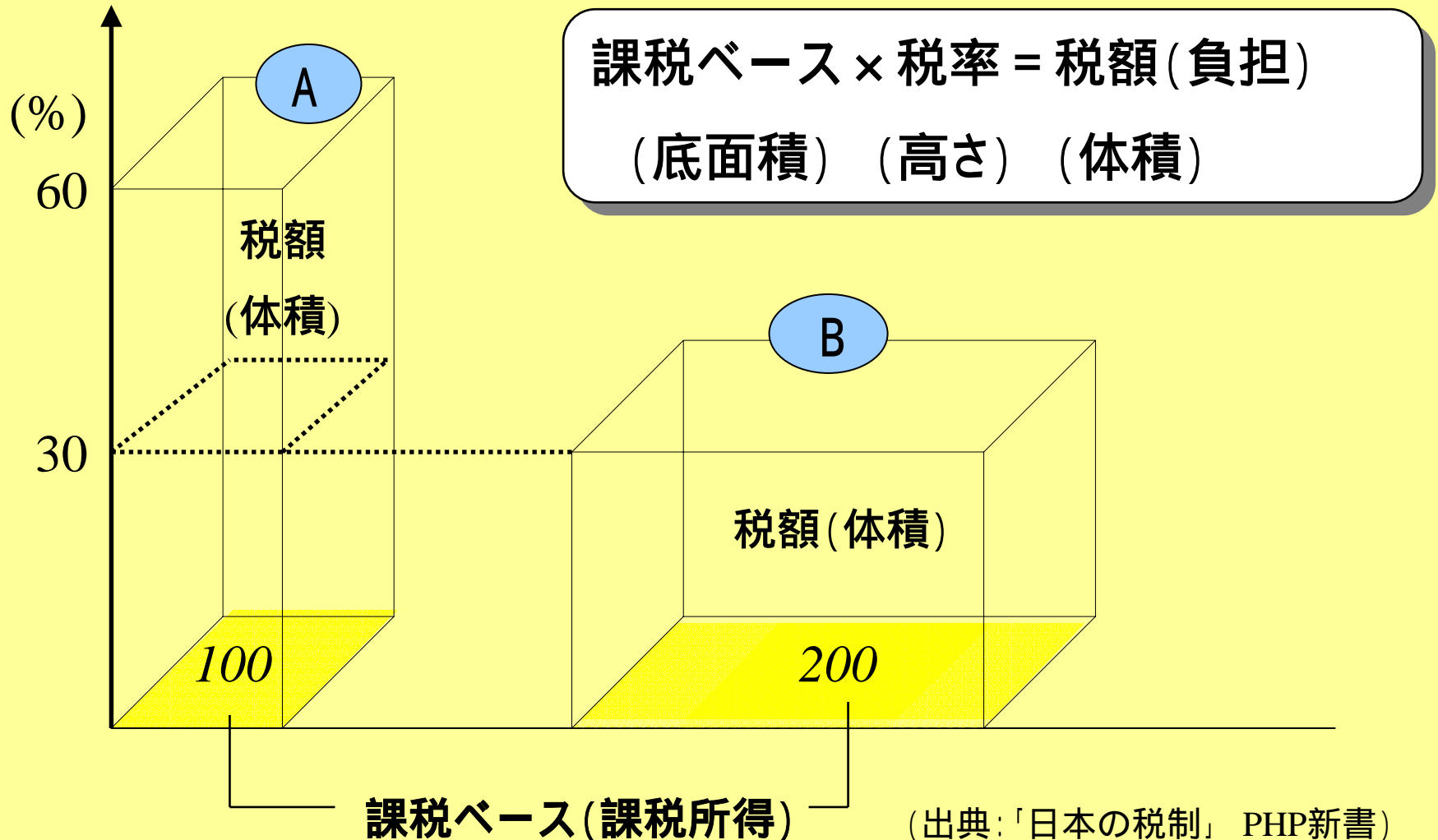
(税率は引き下がった)

- 21世紀の課題

課題その2 - 「所得課税から消費課税へ」

課題その3 - 「効率的な資本課税へ」

課税ベースと税率のイメージ図



レーガン政権における税制改正について

(1981年改正)

5年間で約7500億ドルの減税

【目的】

1970年代を通じた高インフレが、
税率区分が維持されたことによる所得税負担の増大
設備投資の償却額の実質価値の低下による法人税負担の増大
をもたらしたことから、減税により労働・貯蓄・投資のインセンティブ
を回復させ経済を再建する。

【内容】

所得税: 所得税率の引下げ

14 ~ 70% (15段階) 11 ~ 50% (14段階)

: キャピタルゲイン税率の引下げ

最高税率 28% 20%

法人税: 租税特別措置の拡充

- ・加速度償却の導入
- ・投資税額控除の拡充等

(1986年改正)

5年間で歳入中立

【目的】

各種優遇措置の増大により税制が複雑かつ不公平になっており、
経済成長にも悪影響を及ぼすことから、租税特別措置や諸控除の
縮減を通じて資源の効率的配分を図り、公平・簡素でかつ経済成長
を促す税制を構築する。

【内容】

所得税: 税率構造の簡素化

11 ~ 50% (14段階) 15、28% (2段階)

: 諸控除の廃止、縮減 (課税ベースの拡大)

- ・共稼ぎ控除の廃止
- ・ローン利子所得控除の縮減
- ・失業保険給付への課税
- ・交際費の控除の制限等

: キャピタルゲイン税率の引上げ

最高税率 20% 28%

法人税: 税率の引下げ 46% 34%

: 租税特別措置の縮減 (課税ベースの拡大)

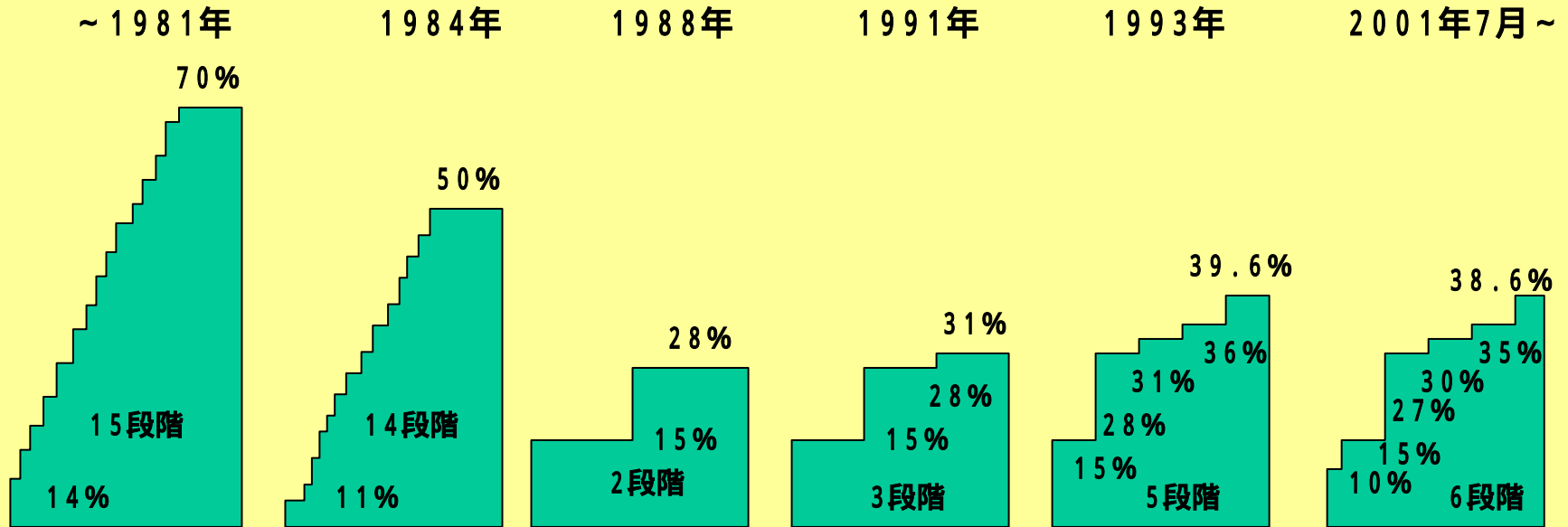
- ・加速度償却の縮減・合理化
- ・投資税額控除の廃止等

(参考) 「経済再建計画」(1981年2月)の骨子

・歳出削減 (国防費以外の項目について414億ドルの歳出削減)、減税、規制緩和 (運輸、金融、エネルギー産業への新規参入等の規制緩和)、安定的な金融政策 (マネーサプライの伸びの抑制)

アメリカの所得税率の推移

レーガン政権(共和党) レーガン政権(共) ブッシュ政権(共) クリントン政権(民主党) ブッシュ政権(共)



(注) 上記に加えて、州、郡、市等の地方所得税が課されている。

- ・ニューヨーク市の場合州税率 4～6.85% 5段階
- (2002年) 市税率 2.907～3.648% 4段階

イギリス: サッチャー政権下 ('79~'90年)における税制改革

○1979年 【所得課税から消費課税へのシフト】

- ・所得税 税率引下げ・税率構造の簡素化 (25~83%・11段階 → 25~60%・7段階)
- ・付加価値税率引上げ (8% → 15%)

○1981年 ・個別間接税の増税

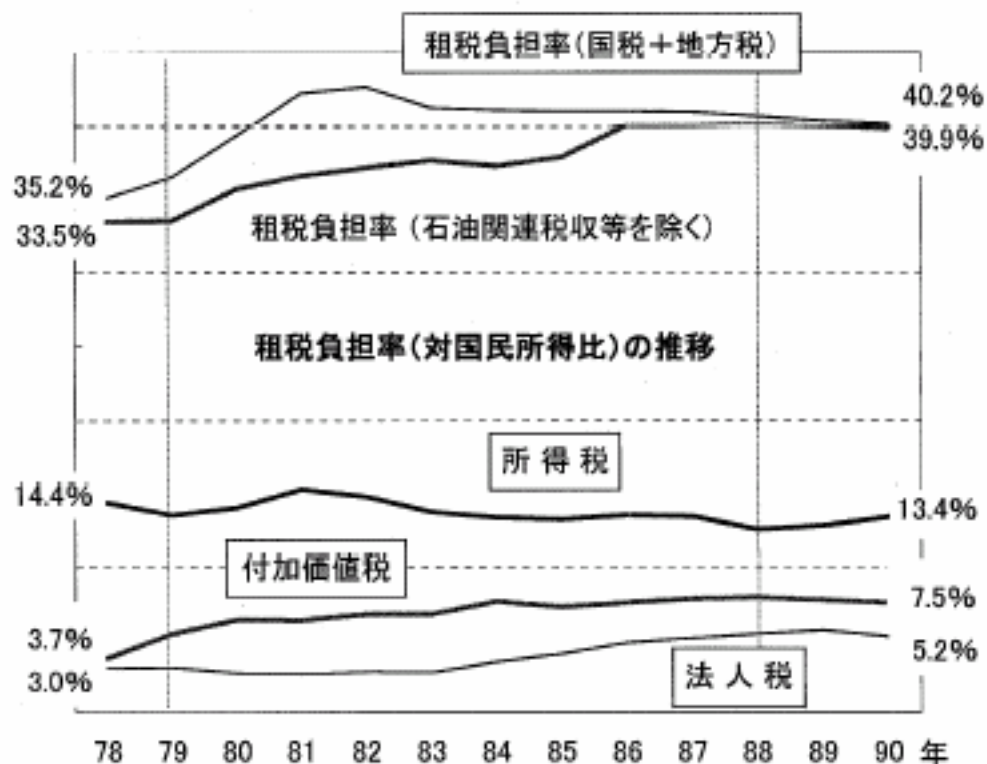
○1984年 ・法人税率の段階的引下げ (50% → 45%(84年) → 40%(85年) → 35%(86年))

- ・法人税課税ベースの拡大 (機械等初年度全額償却等の廃止)

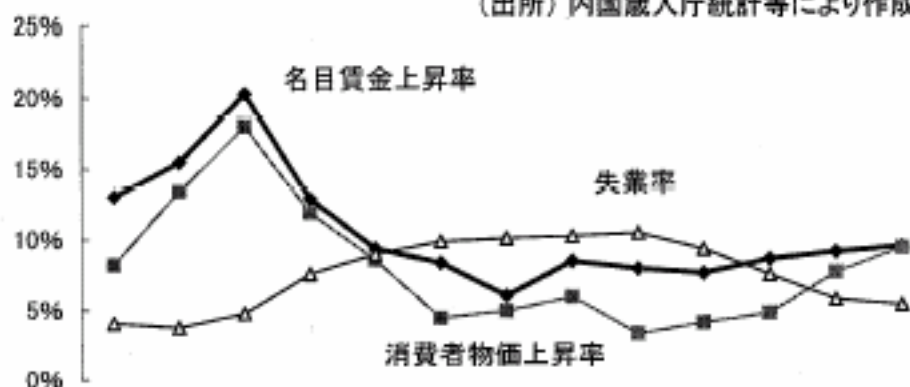
○1988年 【税制簡素化・不公平の除去】

- ・所得税 税率引下げ・税率構造の簡素化 (→ 25%、40%・2段階)
- ・キャピタル・ゲインの総合課税化

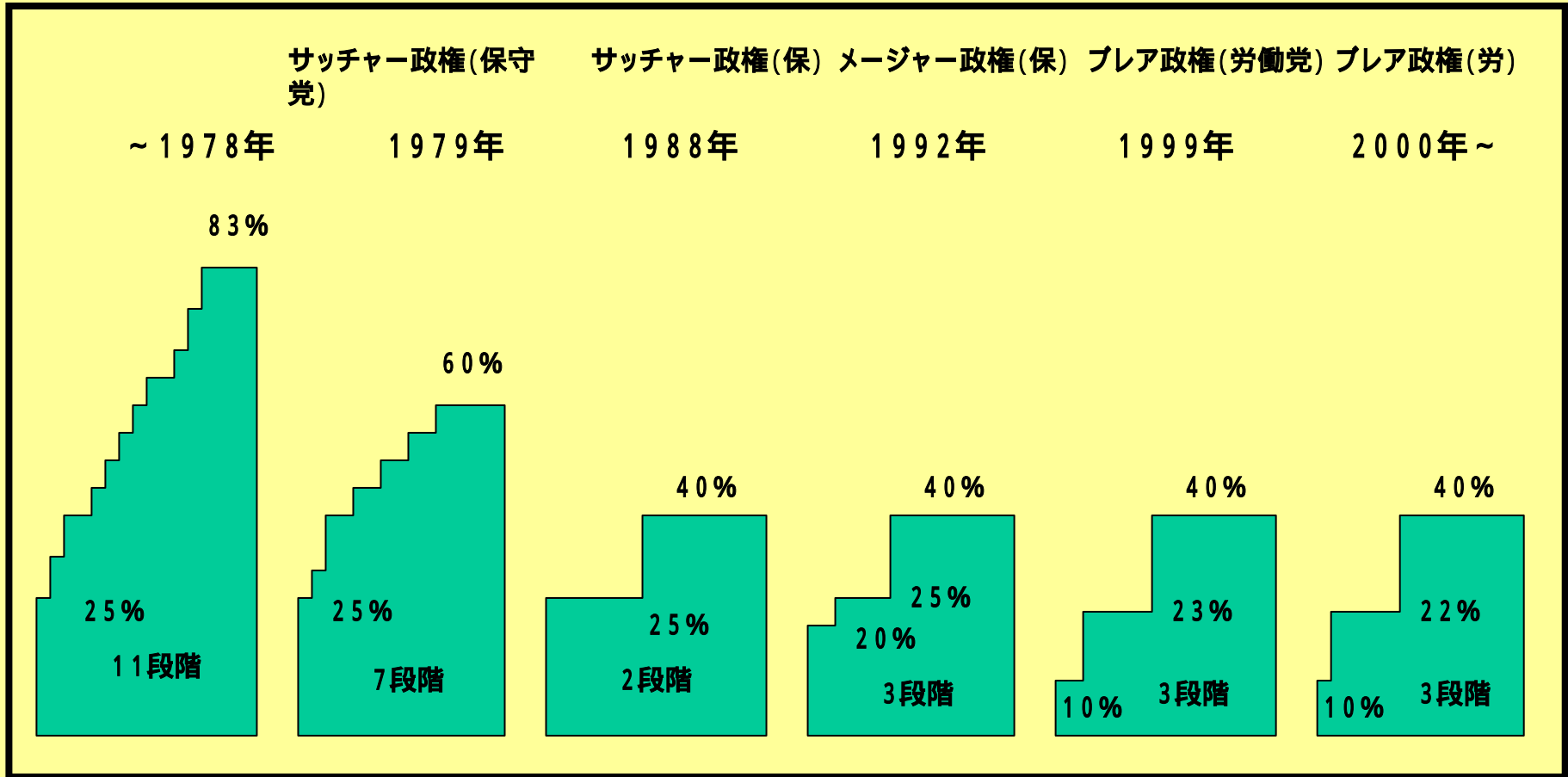
○1990年 ・いわゆる「人頭税」の導入 (93年廃止)



(出所) 内閣歳入庁統計等により作成。



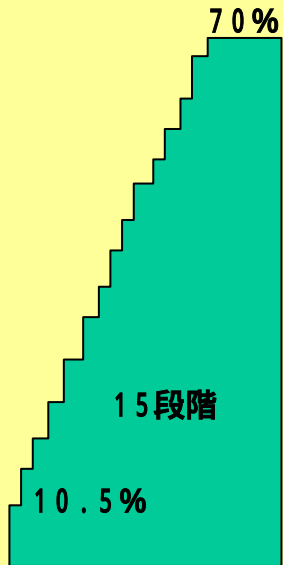
イギリスの所得税率の推移



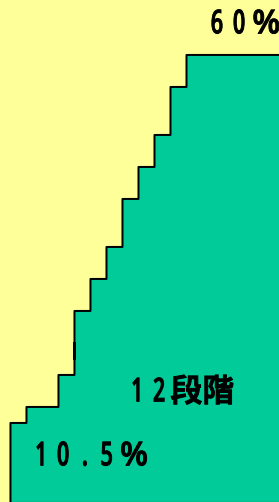
(注) 地方税はない。

日本の所得税率の推移

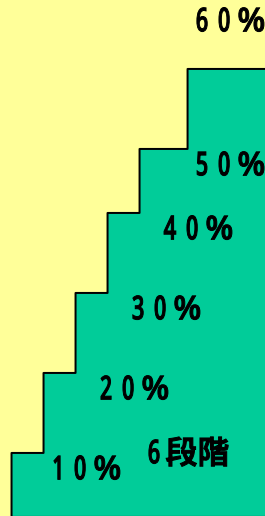
～昭和61年



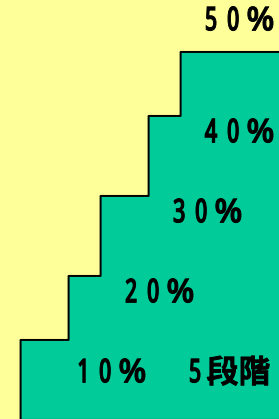
昭和62年



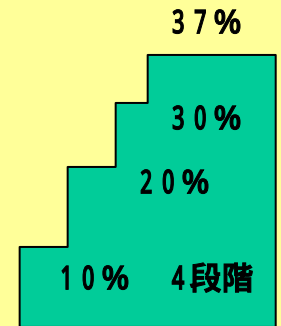
昭和63年



平成元年



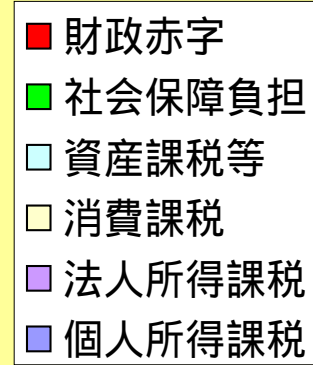
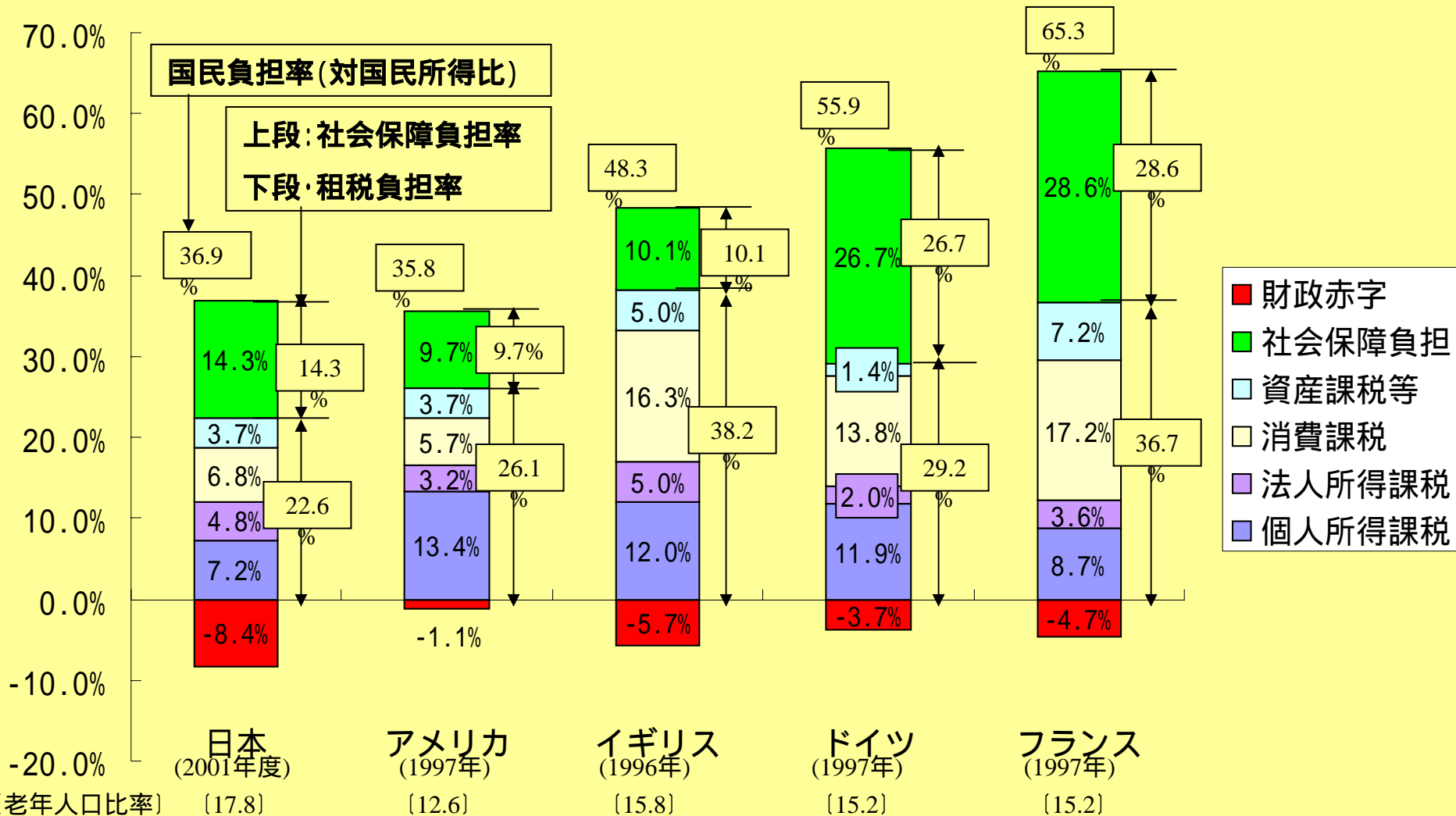
平成11年～



(注1) 上記に加えて、個人住民税(現行:税率5～13%・3段階)が課されている。

(注2) 99年から定率減税(所得税:20%・25万円限度、個人住民税:15%・4万円限度)が実施されている。

国民負担率の内訳の国際比較



(注) 1. 日本は13年度当初予算ベース。日本以外は、「Revenue Statistics 1965-1998(OECD)」、「National Accounts(OECD)」及び各国資料により作成。

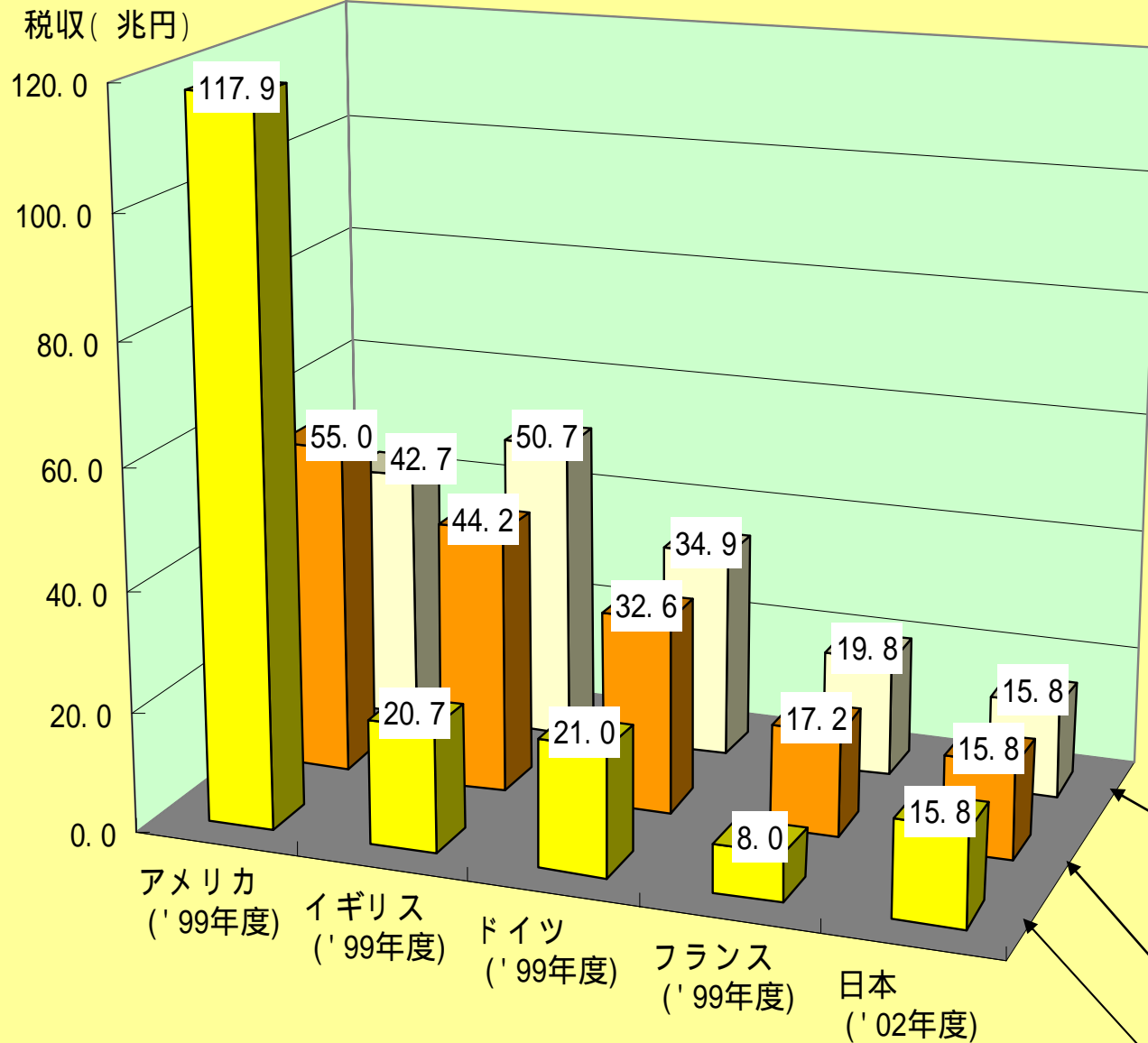
2. 租税負担率は国税及び地方税合計の数値である。また所得課税には資産性所得を含む。

3. 日本の法人所得課税の租税負担率(4.8%)の内訳は国税3.0%、地方税1.8%

4. 財政赤字の国民所得比は、日本及びアメリカについては一般政府から社会保障基金を除いたベース、その他の国は一般政府ベースである。

5. 老年人口比率は、日本については2001年度の数値(「日本の将来推計人口」(国立社会保障・人口問題研究所、平成9年1月推計)による)、その他の国は1995年の数値(国連推計による)である。

主要国の所得税制



	人口	国民所得
日本	(02年) 12,728万人	(02年) (365.4兆円)
アメリカ	(99年) 27,269万人	(99年) (1008.3兆円) 75,249億ドル
イギリス	(99年) 5,950万人	(99年) (149.0兆円) 6,712億ポンド
ドイツ	(99年) 8,209万人	(99年) (220.2兆円) 28,600億マルク
フランス	(99年) 5,889万人	(99年) (147.0兆円) 63,902億フラン

(注1) 邦貨換算レートは、

1ドル = 134円、1ポンド = 222円

1マルク = 77円、1フラン = 23円

(注2) 日本は14年度予算ベース。

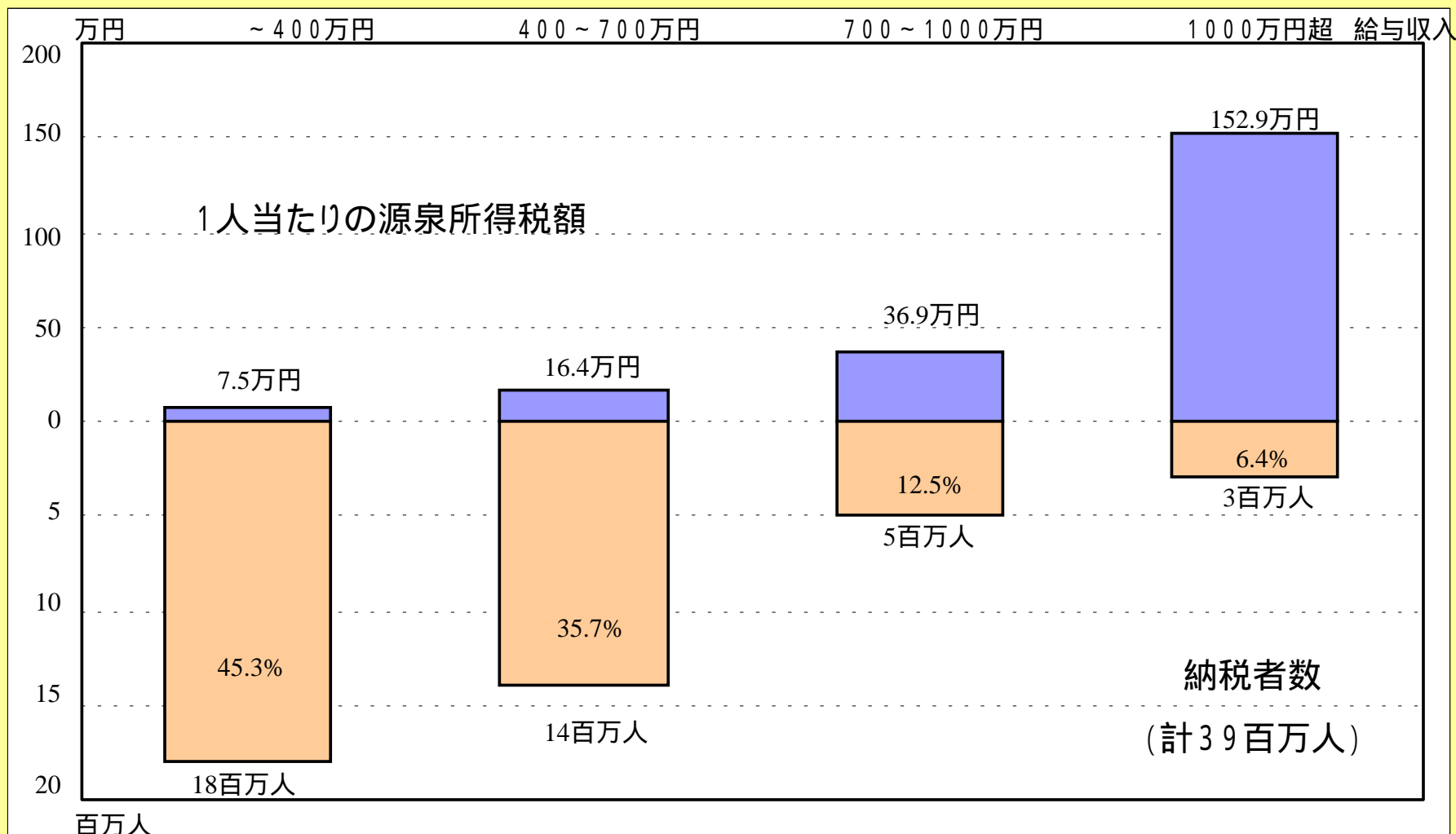
日本以外は各国資料による。

各国が仮に日本と同じ規模の国民所得であった場合の所得税収

各国が仮に日本と同じ規模の人口であった場合の所得税収

各国の所得税収(実額)

給与収入階級別の納税者と一人当たりの源泉所得税額(平成12年分)



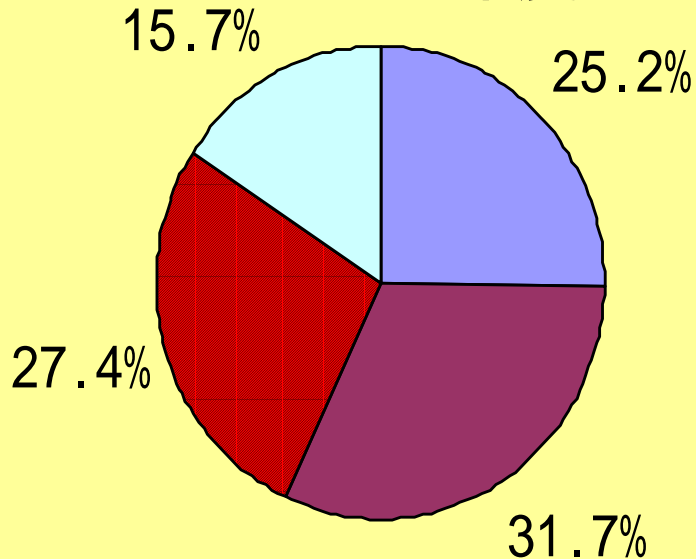
(備考) 国税庁「平成12年分 民間給与の実態」より作成。

(注) 1年を通じて勤務した給与所得者(年末調整を行わなかった者を含む)のうち納税者である。

個人所得に占める課税(課税ベース)の日米比較

日本

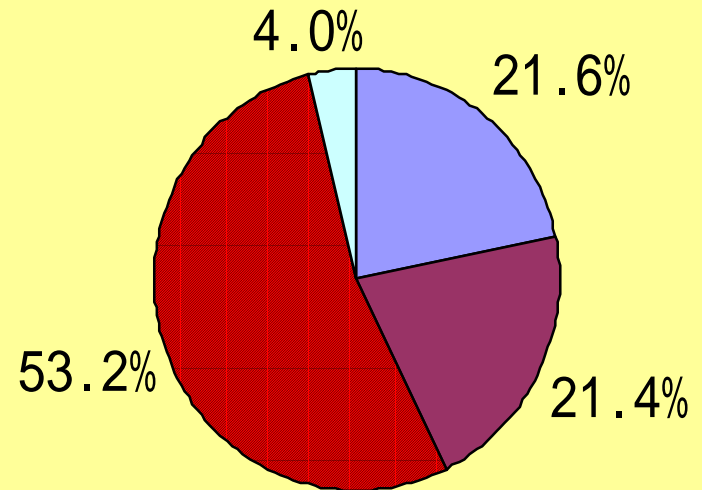
1997年度



- 社会保障関係の控除等
- 各種所得控除
- 課税所得
- その他非課税所得

アメリカ

1996年



(注) 具体的な推計方法については、森信茂樹・前川聡子「アメリカとの所得税額比較 - 課税ベース比較分析 -」『税研』第89号(2000)参照。ただし日本の推計はSNA統計の変更に伴い、再計算した。

(出典: 森信茂樹 「日本の税制」 PHP新書)

課税ベースのマクロ推計結果

日本（1997年度）			アメリカ（1996年）		
	10億円	%		Bill\$	%
家計部門の受取り	471,364	100	家計部門の受取り	7,420	100
収入として算入されない受取	-30,911	6.6	収入として算入されない受取	-110	1.5
・ 帰属家賃（持ち家の所得）	-30,911	6.6	・ 帰属家賃（持ち家の所得）	-110	1.5
課税ベースに含まれない社会保障	-118,648	25.2	課税ベースに含まれない社会保障	-1,595	21.6
・ 社会保障雇主負担	-27,549	5.8	・ 社会保障雇主負担	-390	5.3
・ 社会保険料控除	-29,271	6.2	・ Adjustments	-20	0.3
公的年金保険料	-18,899	4.0	(IRA, Keogh Self-employment,		
その他の保険料	-10,372	2.2	Health Insurance)		
・ 社会保障給付	-61,828	13.1	・ 社会保障給付	-989	13.3
公的年金（控除）	-34,090	7.2	公的年金（控除）	-360	5.1
その他	-27,738	5.9	健康保険（メディケア）	-178	2.2
・ 医療費控除	-2,008	0.4	その他	-451	6.0
所得控除	-149,511	31.7	・ 企業年金（401K等）	-169	2.3
・ 人的控除	-59,658	12.7	所得控除	-1,594	21.4
基礎控除	-25,731	5.5	・ 人的控除	-599	8.1
配偶者控除	-7,834	1.7	Personal Exemption	-599	8.1
配偶者特別控除	-6,964	1.5			
扶養控除	-19,129	4.1			
・ 給与所得者の必要経費等	-89,853	19.1	・ 給与所得者の必要経費等	-972	13.0
給与所得控除	-72,768	15.4	Standard Deduction	-426	5.7
退職所得控除	-10,255	2.2	Itemized Deduction	-546	7.3
その他の控除	-3,415	0.7	Miscellaneous Deductions	-39	0.5
雑損控除	-5	0.001	State and Local Taxes Paid	-204	2.7
生命保険料控除	-3,215	0.7	Interest Paid Deductions	-233	3.1
損害保険料控除	-195	0.01	Charitable Contributions	-86	1.2
			Casualty and Theft Losses	-3	0.04
			・ Adjustments（転職費用	-23	0.3
			離婚による生活費支払い等）		
その他の非課税扱い分	-43,160	9.2	その他の非課税扱い分	-183	2.5
・ その他の移転	-24,067	5.1	・ その他の移転	-26	0.4
（贈与・仕送り等）			（贈与等）		
・ 制度上の非課税扱い分	-19,093	4.1	・ 制度上の非課税扱い分	-157	2.1
（少額貯蓄利子等）			（公債利子等）		
課税所得（課税ベース）	129,135	27.4	課税所得（課税ベース）	3,944	53.2

公的年金及び企業年金に係る課税の日米比較

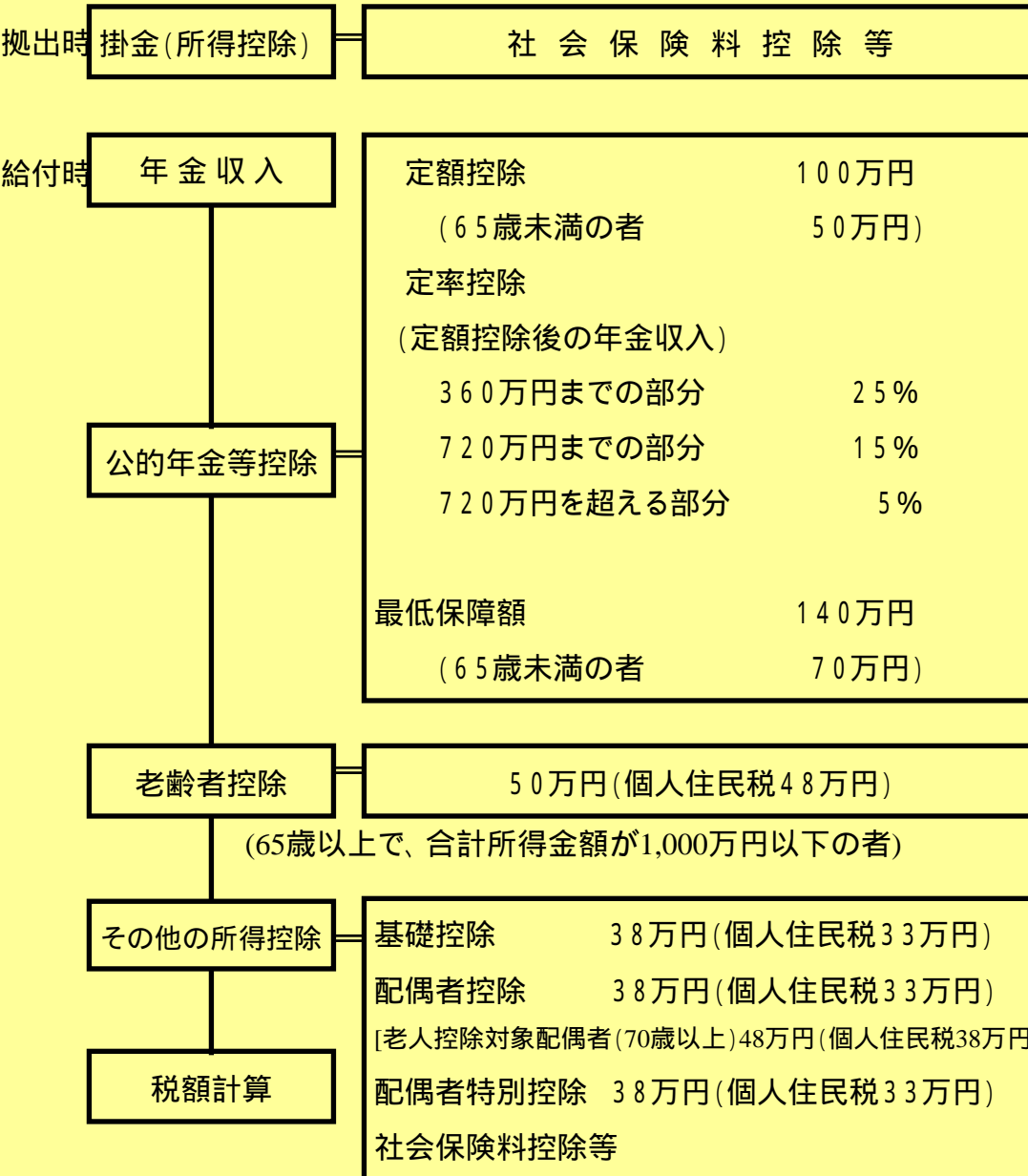
個人所得税						
	公的年金		企業年金			
	日本	アメリカ	日本		アメリカ	
			厚生基金	適格年金	一般の企業年金	401K
拠出 段階 (被用者 負担分)	課税 なし	課税	課税 なし	課税 (注1)	課税	課税 なし
給付 段階 (注2)	↓	↓	↓	↓	↓	↓
	実質課税 なし	実質課税 なし	実質課税 なし	実質課税 なし	課税	課税
	実質課税 なし	実質課税 なし	実質課税 なし	実質課税 なし	実質課税 なし	課税

(注1) 生命保険料控除あり。

(注2) 上段：運用益、下段：元本

(税制調査会資料を加工)

公的年金に係る課税の仕組み



(参考)課税最低限の比較
(所得税)

(単位:千円)

	独身	夫婦	
		老人配偶者なし	老人配偶者あり
公的年金受給者(65歳以上)	2,363	3,399	3,543
公的年金受給者(65歳未満)	1,125	2,183	2,325
給与所得者	1,144	2,200	

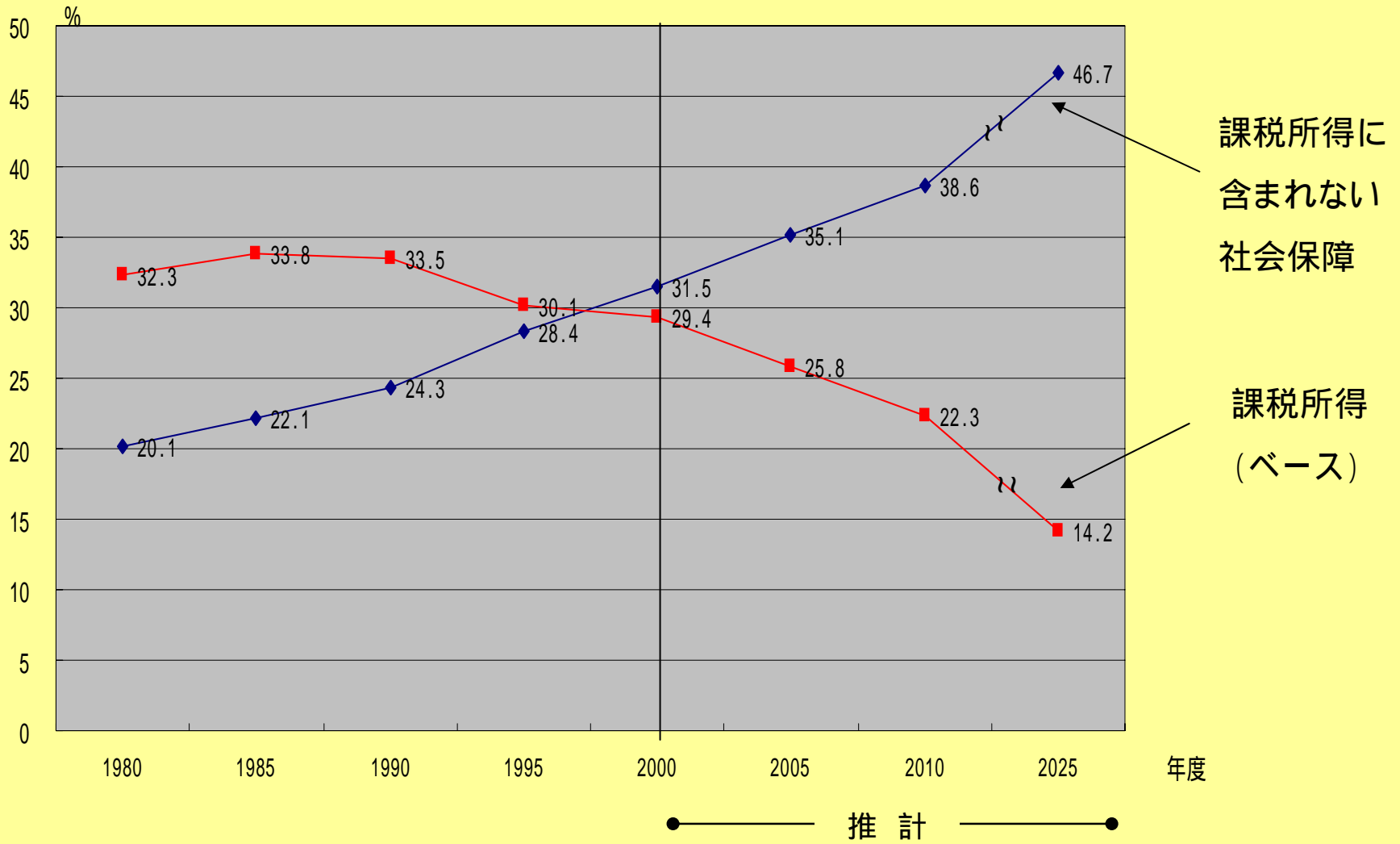
(個人住民税)

(単位:千円)

公的年金受給者(65歳以上)	2,288 労年者等非課税 限度額 2,666	3,156 労年者等非課税 限度額 2,666	3,227 労年者等非課税 限度額 2,666
公的年金受給者(65歳未満)	1,071	1,967	2,039
給与所得者	1,088	1,950	

政府税制調査会答申「わが国税制の現状と課題」

課税ベースの将来推計



(注) 推計は、「21世紀に向けての社会保障」(有識者会議報告書、平成12年10月)をベースにした。

(出典: 森信茂樹「溶解する我が国所得税」租税研究 2001.10 15

SNA統計の変更等により修正)

社会保障の給付と負担の見通し

	2000年度 (予算 へ-入) (平成12)		2005年度 (平成17)		2010年度 (平成22)		2025年度 (平成37)	
		対NI		対NI		対NI		対NI
	兆円	%	兆円	%	兆円	%	兆円	%
社会保障費	78	20.5	100	23	127	26	207	31.5
年金	41	11	53	12	67	13.5	99	15
医療	24	6.5	32	7.5	40	8	71	11
福祉等	12	3	16	3.5	21	4.5	36	5.5
うち介護	4	1	7	1.5	10	2	21	3
社会保障に係る負担	78	20.5	99	23	122	25	204	31
社会保障負担	55	14.5	69	16	85	17.5	142	21.5
社会保障に係る公費負担	22	6	29	7	37	7.5	62	9.5

国民所得	383		433		490		660	
------	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--

注：1. 仮に、社会保障以外の支出に係る公費負担の対国民所得比が現在の水準(2割程度)で変化しないものとするれば、本推計においては、現行制度のままの2025年度の国民負担率(国及び地方の財政赤字を含めない場合)は約51%となる。

なお、潜在的国民負担である国及び地方の財政赤字は、平成12年度(予算へ-入)対国民所得比で12.3%となっている。

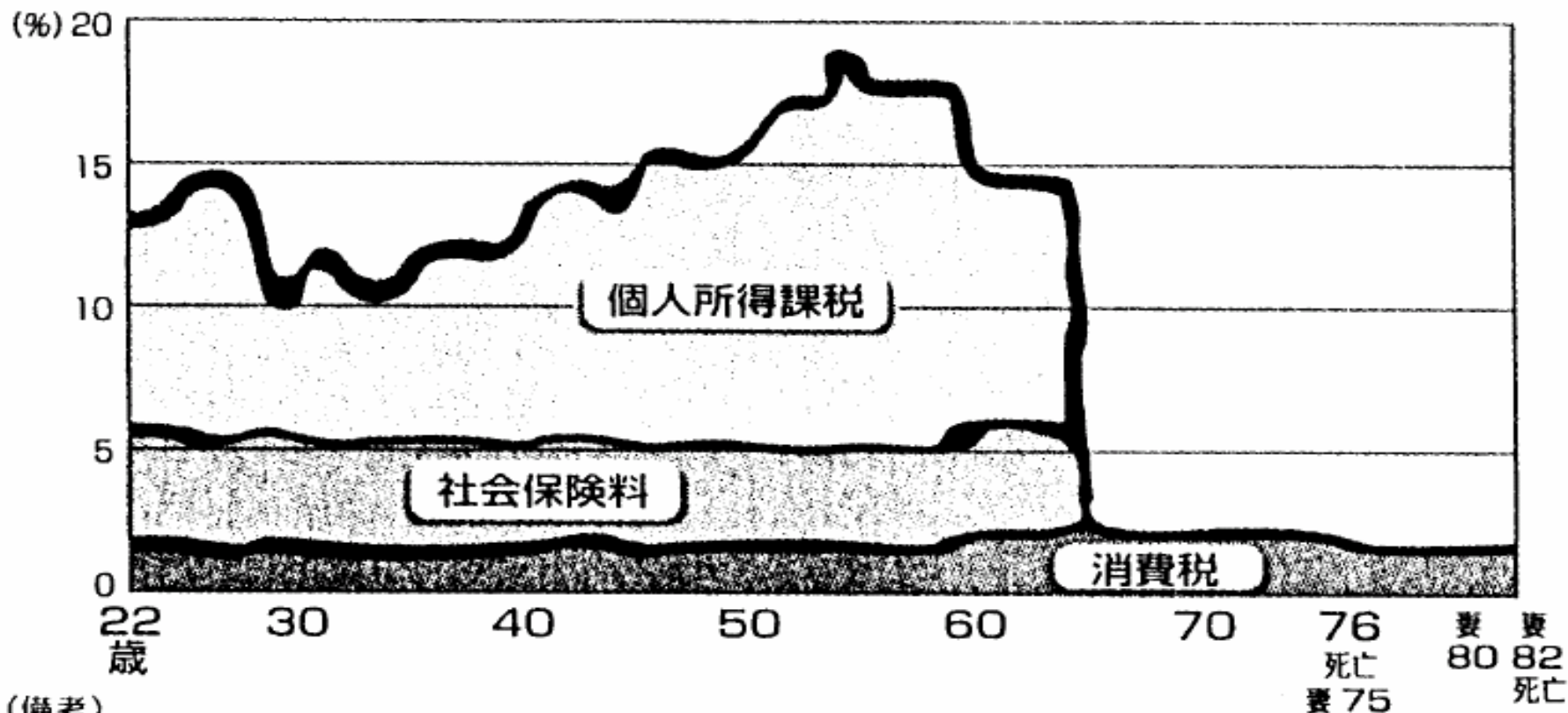
2. 年金の国庫負担割合が1/2の場合、各年度における社会保障に係る負担は、

	2005年度	2010年度	2025年度
社会保障負担	67兆円(15.2%)	82兆円(16.5%)	134兆円(20.5%)
社会保障に係る公費負担	32兆円(7.5%)	41兆円(8.5%)	69兆円(10.5%)

となる。(2004(平成16)年度に国庫負担割合を引き上げた場合。括弧内は対NI比)。

モデル世帯の租税等負担率（試算）

（全国：勤労者世帯、対年間収入比）

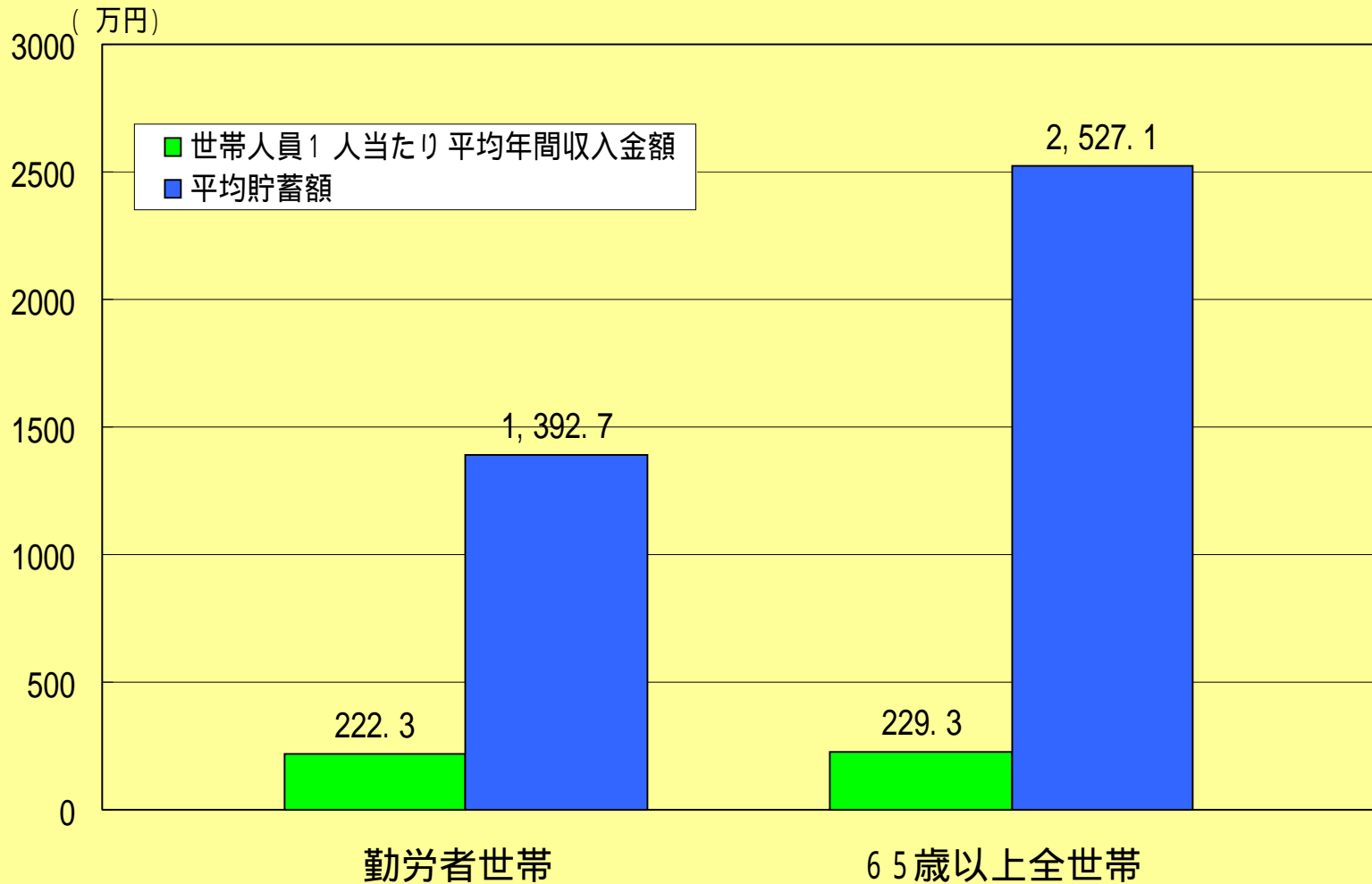


（備考）

「勤労者の男性が22歳から働き始め、28歳で26歳の女性と結婚、妻は専業主婦。夫29歳で長子、3年後に第二子が誕生。二人の子供は4年制大学まで進む。夫が51歳の時長子が大学を卒業、就職、第二子も3年後これに続く。夫60歳で定年退職し、再就職の後65歳で引退、年金生活に入る。夫は76歳で死亡し妻は82歳で死亡する。」と仮定したモデルに基づき給与収入に対する所得税負担、社会保険料負担、消費税負担の割合を試算。

平成5年11月政府税制調査会「今後の税制のあり方についての答申」付属資料。したがって税率等は当時のもの。

勤労者・65歳以上世帯の1人当たり平均収入金額と貯蓄額



(資料)総務庁「貯蓄動向調査報告(平成11年)」により作成。

課題その1 - 所得税改革：課税 ベースを広くする

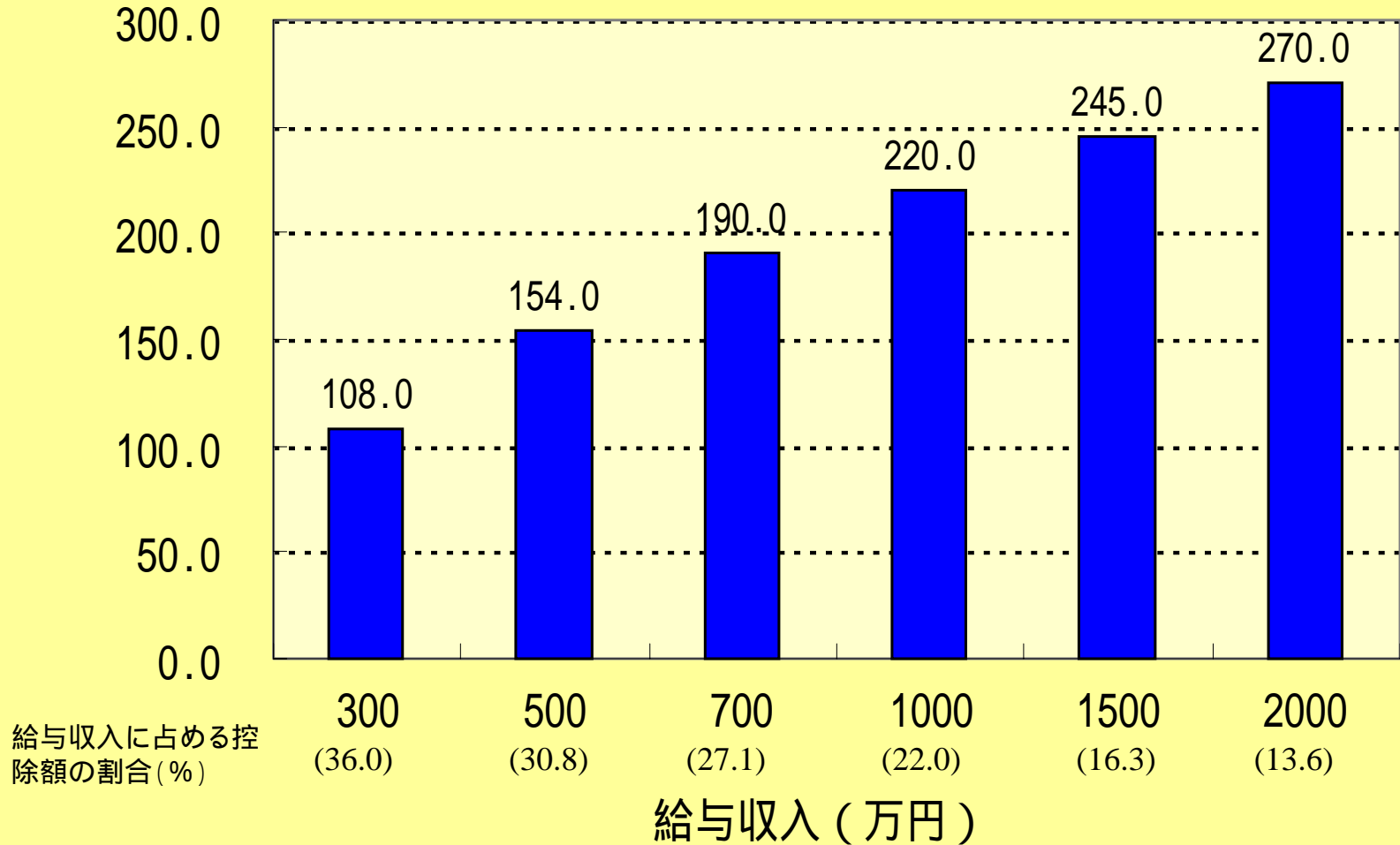
- 課税ベースとは
- 日米の課税ベース比較 日本は米国の半分(空洞化)
- わが国課税ベースの推移 2025年には更に半減(溶解)
- わが国課税ベースの問題点 見直しの切り口

課税ベース見直しの切り口

- ・ 世代間の公平性 公的年金等控除
- ・ サラリーマンの自主申告 給与所得控除
- ・ 女性の自立 配偶者(特別)控除
- ・ 貯蓄優遇からの脱却 マル優、生命保険料控除
- ・ 社会保障的な控除は歳出に戻す
- ・ 税と社会保障・税額控除制度の活用
- ・ リスクテークと税制

控除額
(万円)

給与収入に応じた給与所得控除額



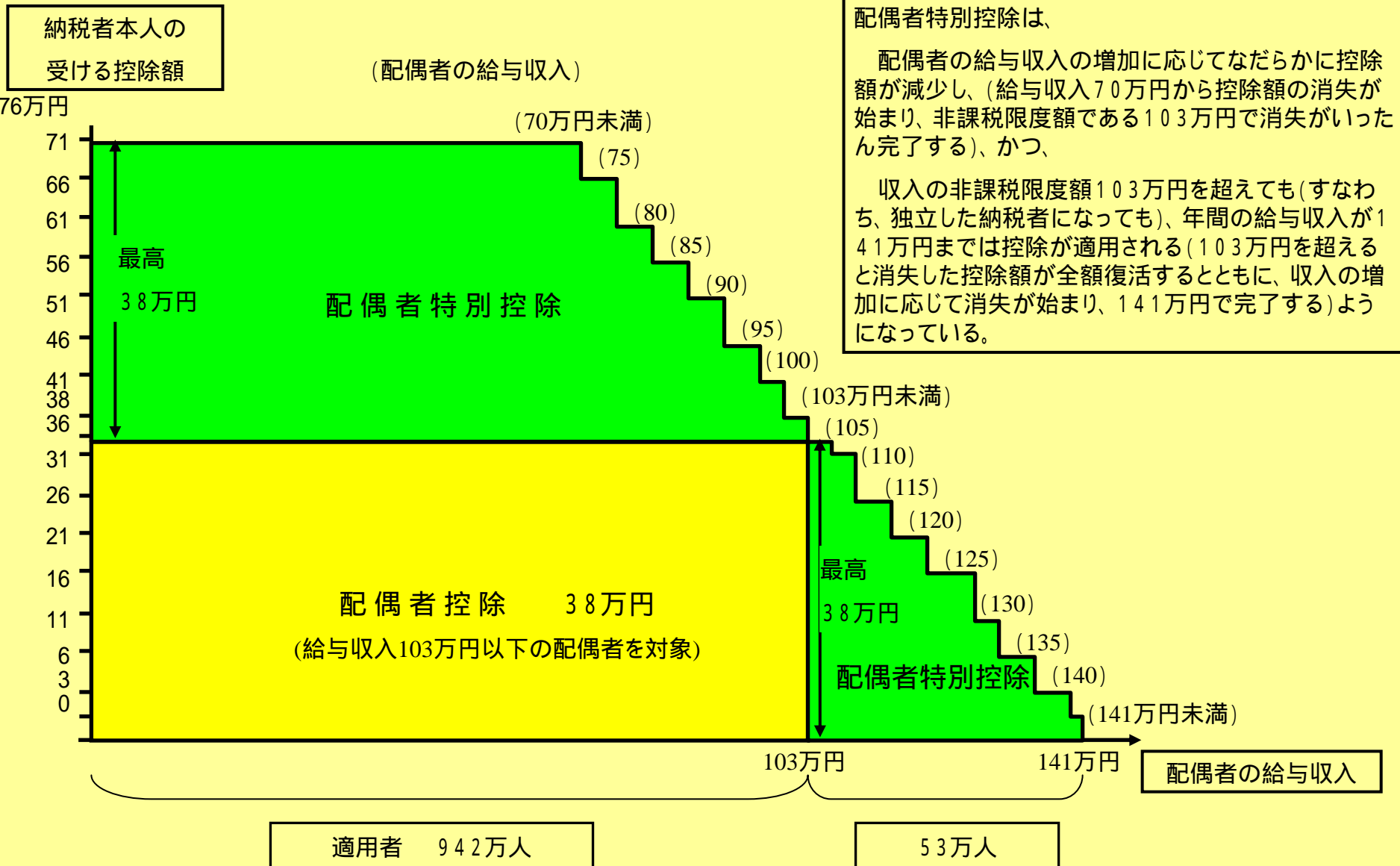
勤労者世帯（標準世帯）の年間収入階級別 1 世帯当たりの品目別年間支出金額調（平成12年）

- ・この表は、従来から、給与所得者の勤務に関連する経費ではないかといわれることがある支出の含まれていると思われる品目を幅広く抜き出し、その年間支出額を調べたものである（支出品目は従来から同一のものを使用している）。
- ・従って、実際には、給与所得者の勤務とは関係ない支出も含まれていることがあろうし、また、勤務に関連する部分もあるのではないかと いわれる支出であっても、むしろ家事上の支出とみるべきものもあることに留意する必要がある。

年間収入 5 分位階級	年間収入額	年 間 支 出 額								(B) / (A)
	(A)	衣料品	身の回り品	理容・洗濯	文具	新聞・書籍	こづかい	つきあい費	計 (B)	
万円	千円	円	円	円	円	円	円	円	円	%
(~ 4 6 5)	4,182	15,284	8,026	12,988	1,613	38,320	184,053	7,168	267,452	6.4
(~ 5 8 1)	5,122	19,436	10,754	18,125	1,923	49,006	255,741	11,004	365,989	7.1
(~ 7 0 9)	6,363	27,093	10,529	20,450	2,424	56,299	283,757	15,145	415,697	6.5
(~ 8 6 7)	7,272	33,789	14,965	21,662	2,455	66,830	337,556	18,041	495,298	6.8
(8 6 7 ~)	9,611	43,610	24,352	30,677	2,576	87,430	416,628	19,780	625,053	6.5
平均	6,510	27,842	13,724	20,781	2,198	59,577	295,547	14,228	433,897	6.7
支出品目別内訳		背広、男子コート、男子ズボン、男子ワイシャツ、他の男子シャツ	男子靴下、男子靴、傘、ネクタイ、他のバック	理髪料、洗濯代	筆記・絵画用具	新聞、教科書・学習参考教材、書籍	こづかいの内訳は不明他の項目に入るべき支出も含んでいる可能性がある。			

- (備考) 1 この表は「家計調査」(総務省統計局)の「4人世帯 有業者 1 人 年間収入 5 分位階級別 1 世帯あたりの支出金額、購入数量及び平均価格」により作成した。
- 2 支出額には世帯主以外の家族の分も含まれている。
- 3 年間収入額は「月平均実収入×12」としている。

配偶者控除・配偶者特別控除制度の仕組み(配偶者が給与所得者の場合)

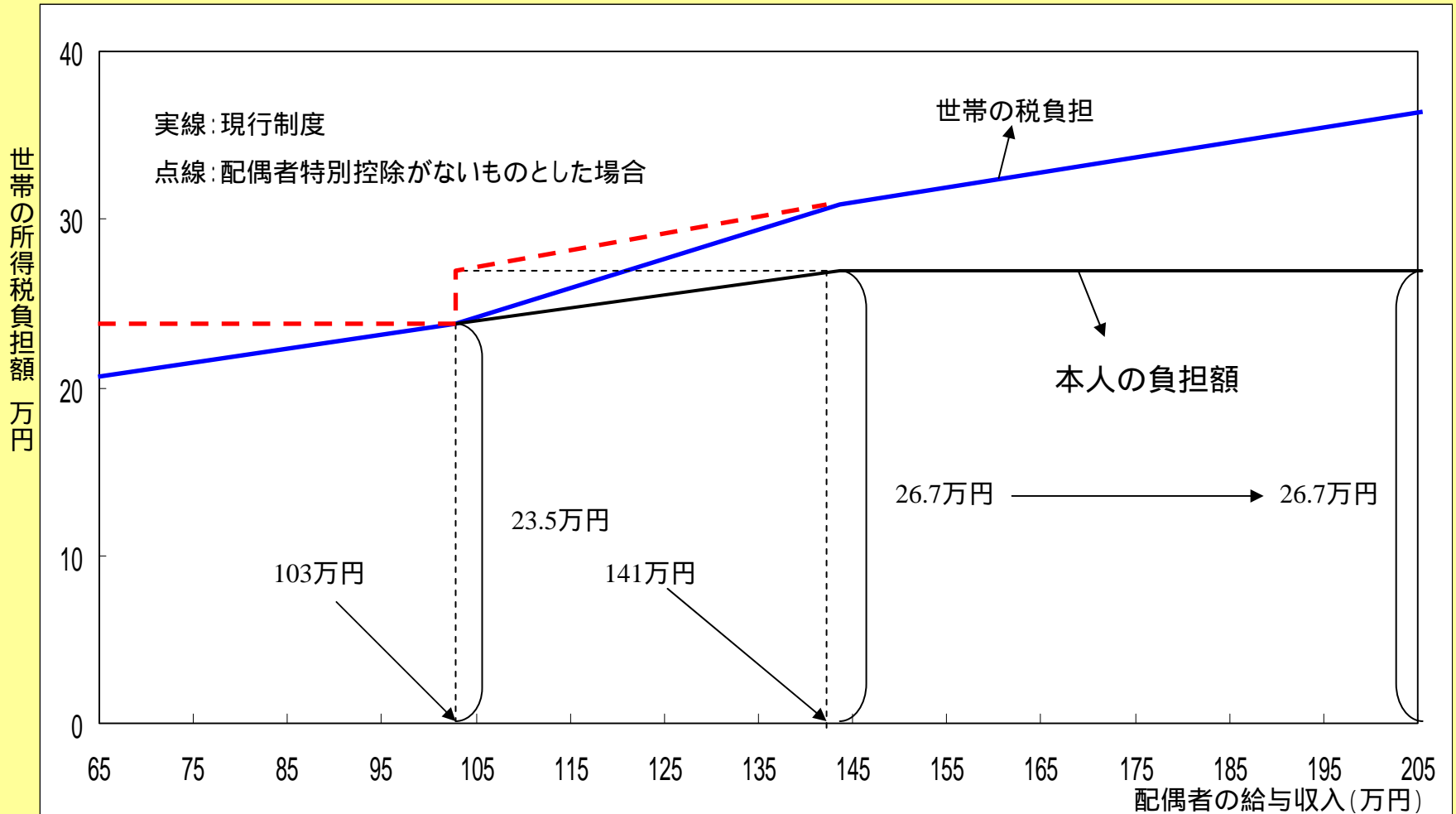


配偶者特別控除は、
 配偶者の給与収入の増加に応じてなだらかに控除額が減少し、(給与収入70万円から控除額の消失が始まり、非課税限度額である103万円で消失がいったん完了する)、かつ、
 収入の非課税限度額103万円を超えても(すなわち、独立した納税者になっても)、年間の給与収入が141万円までは控除が適用される(103万円を超えると消失した控除額が全額復活するとともに、収入の増加に応じて消失が始まり、141万円で完了する)ようになっている。

(備考)国税庁「民間給与の実態」(年末調整を行った1年を通じて勤務した給与所得者)による。
 なお、配偶者控除の適用があり、かつ、配偶者特別控除の適用がない者は158万人である。

パート世帯の税負担の状況(夫婦2人のサラリーマン世帯)

(本人の給与収入を700万円と仮定した場合)



(備考) 1. 本人の給与収入を700万円とし、一定の社会保険料が控除されるものとして計算している。

2. 子2人は本人の扶養親族とし、子のうち1人は特定扶養親族に該当するものとした。

所得控除と課税最低限

(単位:万円)

項 目		所 得 税	個 人 住 民 税	
基礎的な人の控除	基礎控除	3.8	3.3	
	配偶者控除	控除対象配偶者	3.8	3.3
		老人控除対象配偶者(70歳以上)	4.8	3.8
		同居特別障害者加算	+ 3.5	+ 2.3
	配偶者特別控除		最高 3.8	最高 3.3
	扶養控除	扶養親族	3.8	3.3
		特定扶養親族(16歳以上23歳未満)	6.3	4.5
		老人扶養親族(70歳以上)	4.8	3.8
		同居老親等加算	+ 1.0	+ 0.7
		同居特別障害者加算	+ 3.5	+ 2.3
特別な人の控除	老年者控除(本人)		5.0	4.8
	障害者控除	障害者(本人、配偶者、扶養親族)	2.7	2.6
		特別障害者(同上)	4.0	3.0
	寡婦控除(本人)	寡婦	2.7	2.6
		特定の寡婦加算	+ 0.8	+ 0.4
	寡夫控除(本人)		2.7	2.6
勤労学生控除(本人)		2.7	2.6	
白色事業専従者控除	配偶者	8.6	8.6	
	配偶者以外	5.0	5.0	

(参考)課税最低限の内訳

給与所得控除	社会保険料控除	基礎控除	配偶者控除	配偶者特別控除	扶養控除	特定扶養控除
--------	---------	------	-------	---------	------	--------

(注)夫婦子2人の場合
(子のうち1人は特定扶養親族に該当)

(1,308千円)

(384千円) (380千円)(380千円) (380千円) (380千円) (630千円)

給与収入 3,842千円

課題その2 - 所得課税から消費課税へ

- 先進諸国の税体系比較
- 消費課税の利点
 - (1) 経済活性化 消費課税は、貯蓄(投資)に課税しない、「二重課税」の問題なし、ライフサイクルでの負担の公平
 - (2) 簡素で執行可能性の高い税制 各種控除の廃止、クロヨン、インボイス

消費課税

$$\text{消費 (C)} \quad (1)$$

$$= [\text{所得 (Y)} - \text{貯蓄 (S)}] \quad (2)$$

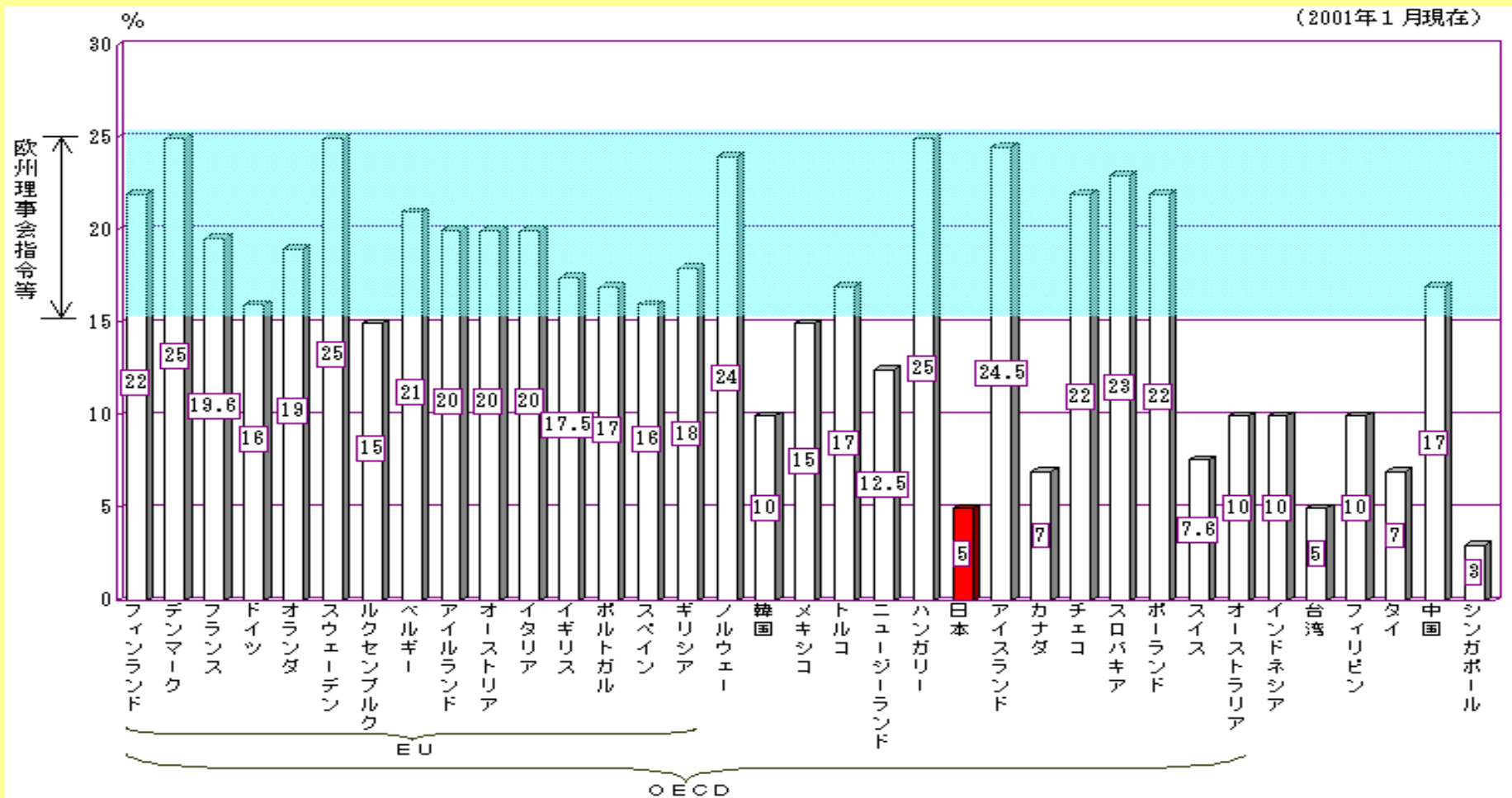
$$= [\text{賃金 (W)} + \text{利子 (R)} + \text{利潤 (P)} \\ + \text{減価償却 (D)} - \text{設備投資 (I)}] \quad (3)$$

(1) VAT

(2) 支出税

(3) 加算型付加価値税、フラットタックス

付加価値税率(標準税率)の国際比較



(備考)

- 1 .日本の消費税率5%のうち1%は地方消費税(地方税)である。
- 2 .カナダにおいては、連邦の財貨・サービス税(付加価値税)の他に、州によって小売売上税等を課しているところがある。(例:オンタリオ州8%)
- 3 .アメリカは、州、郡、市により小売売上税が課されている。(例:ニューヨーク市8.25%)
- 4 .欧州理事会指令では、標準税率を15%以上とするよう定めているが、25%以下とするよう努めることについての合意が別途なされている。

書式1 アーミーシェルビー フラット・タックス 申告書式 1998年			
ファーストネームとイニシャル		ラストネーム	社会保障番号
現住所		配偶者の社会保障番号	
市町村または郵便番号 州、〒		職業	
		配偶者の職業	
1. 賃金、給与、年金		1	
2. 人的控除額			
a. \$ 22,700 (共同申告夫)		2 (a)	
b. \$ 11,350 (独身者)		2 (a)	
c. \$ 14,850 (家庭の世帯主)		2 (a)	
3. 扶養者数 (配偶者を除く)		3	
4. 扶養者人的控除額 (\$ 5300 × ライン3)		4	
5. 合計人的控除額 (ライン2 + ライン4)		5	
6. 課税賃金 (ライン1 - ライン5 もしも + でない場合には)		6	
7. 税額 (ライン6 の 1%)		7	
8. 既納税額		8	
9. 納付税額 (ライン7 - ライン8 が + の場合)		9	
10. 還付額 (ライン8 - ライン7 が + の場合)		10	

合)

フラット・タックスの葉書サイズ納税申告書式案

フラット・タックスの場合には、葉書サイズの書式に基づいて納税します。納税者は、これに記入して送付して下さい。それであなたの税金は終わりです。

「フラット・タックス」(アーミー著、今日社)

課題その3 - 効率な資本課税へ

- 3つの課税理論－包括的所得税、支出税、最適課税論
- 包括的所得税－総合課税の問題点
- わが国所得課税の問題点
- 二元的所得税の概要
- 日本型二元的所得税とは

主な租税論

包括的所得税論

- ・所得税の課税対象となる「所得」について包括的な把握を行う。
- 一年間の経済力の増加に寄与するあらゆる種類の所得を区別なく合算した上で、総合課税を行う。

支出税論

- ・包括的所得税とは異なり、一生の間の所得を担税力の指標とする。
- 一生の間の所得は、各年の消費を一生にわたって積み上げたものにほぼ一致することに着目し、各期間の消費を課税ベースとする。

最適課税論

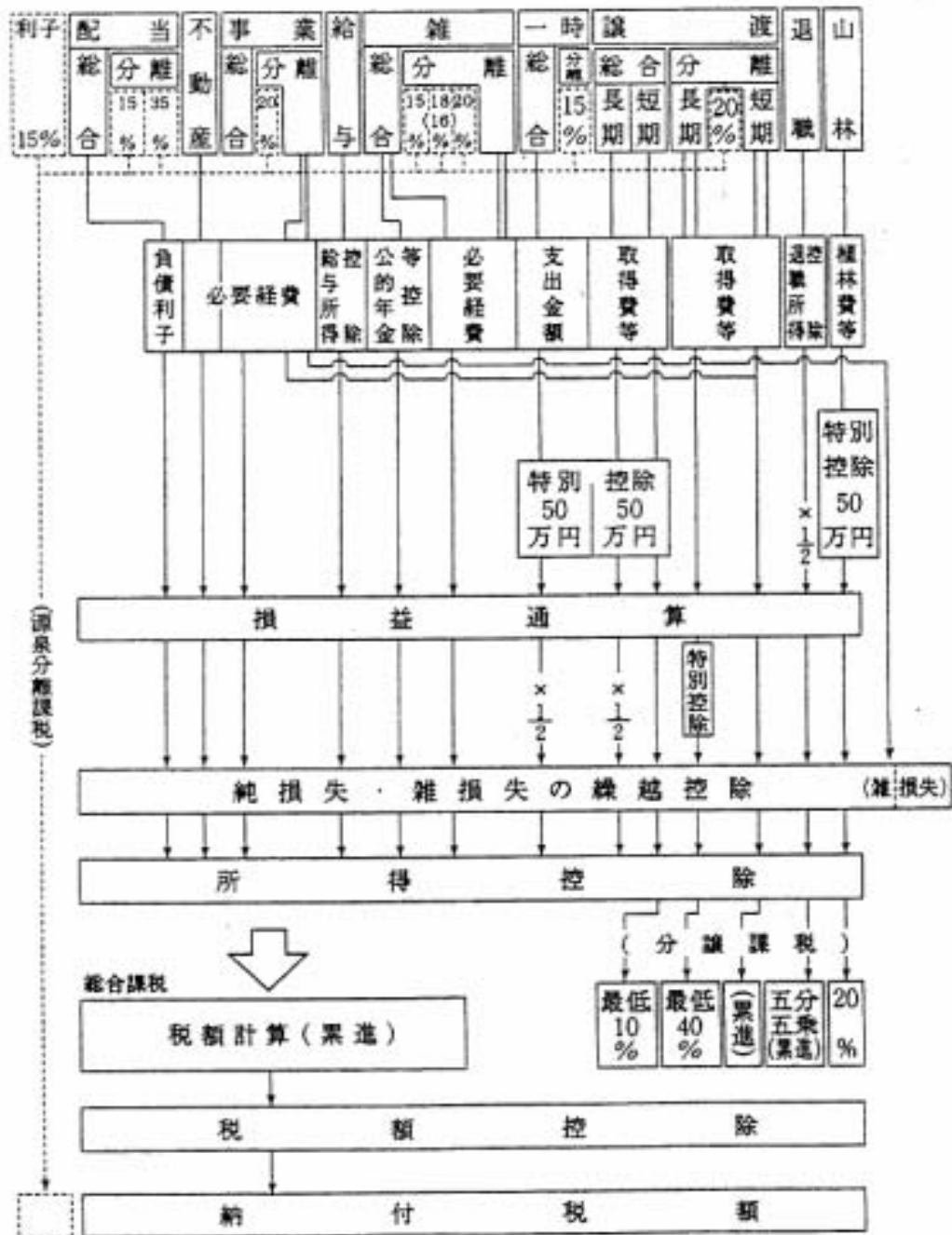
- ・課税による資源配分の効率性や所得分配の公平性等の観点を検討し、望ましい課税のあり方を模索する議論。
- 労働、資本、土地等の生産要素について、それぞれの供給の価格弾力性が異なることを前提として、税率を差別化した分類所得税が望ましいとする立場がある一方、効率性に加えて垂直的公平の観点も考慮する立場も有力。

二元的所得税論

- ・資本は労働よりも流動的であることを前提として、勤労所得に対しては累進税率を適用する一方、資本所得に対しては勤労所得に適用する最低税率以下の税率により分離課税する。

(注)「わが国税制の現状と課題 - 21世紀に向けた国民の参加と選択 -」より

所得税計算の仕組み



個人の金融商品税制

商品名	利益の内訳	課税方法	所得区分
株式	売却益	申告分離(譲渡益26%を課税)と 源泉分離(譲渡代金の1.05%を課税)の選択	譲渡所得等
	配当	配当額、持ち株比率などに応じ、申告不要制度(20%源泉徴収) 源泉分離(35%源泉徴収) 総合課税の選択	配当所得
投資信託(公募契約型)	解約益・分配金	20%源泉分離	利子または配当所得
MMF	分配金	20%源泉分離	利子所得
転換社債	利子	20%源泉分離	利子所得
	売却益	申告分離(譲渡益26%を課税)と 源泉分離(譲渡代金の0.5%を課税)の選択	譲渡所得等
	株式転換後の売却益	株式の譲渡益と同じ	譲渡所得等
	償還益	総合課税	雑所得
利付債	利子	20%源泉徴収	利子所得
	売却益	非課税(損失控除できず)	譲渡所得
	償還益	総合課税	雑所得
割引債	償還益	発行時に18%源泉徴収	雑所得
利付外債	利子	20%源泉分離(みなし外国税額控除適用の場合あり)	利子所得
	売却益	非課税(損失控除できず)	譲渡所得
	償還益	総合課税	雑所得
	為替差益	総合課税(償還時のみ)	雑所得
預貯金	利子	20%源泉分離	利子所得
外貨預金	利子	20%源泉分離	利子所得
	為替差益	為替予約あり 20%源泉分離	雑所得
		為替予約なし 総合課税	雑所得

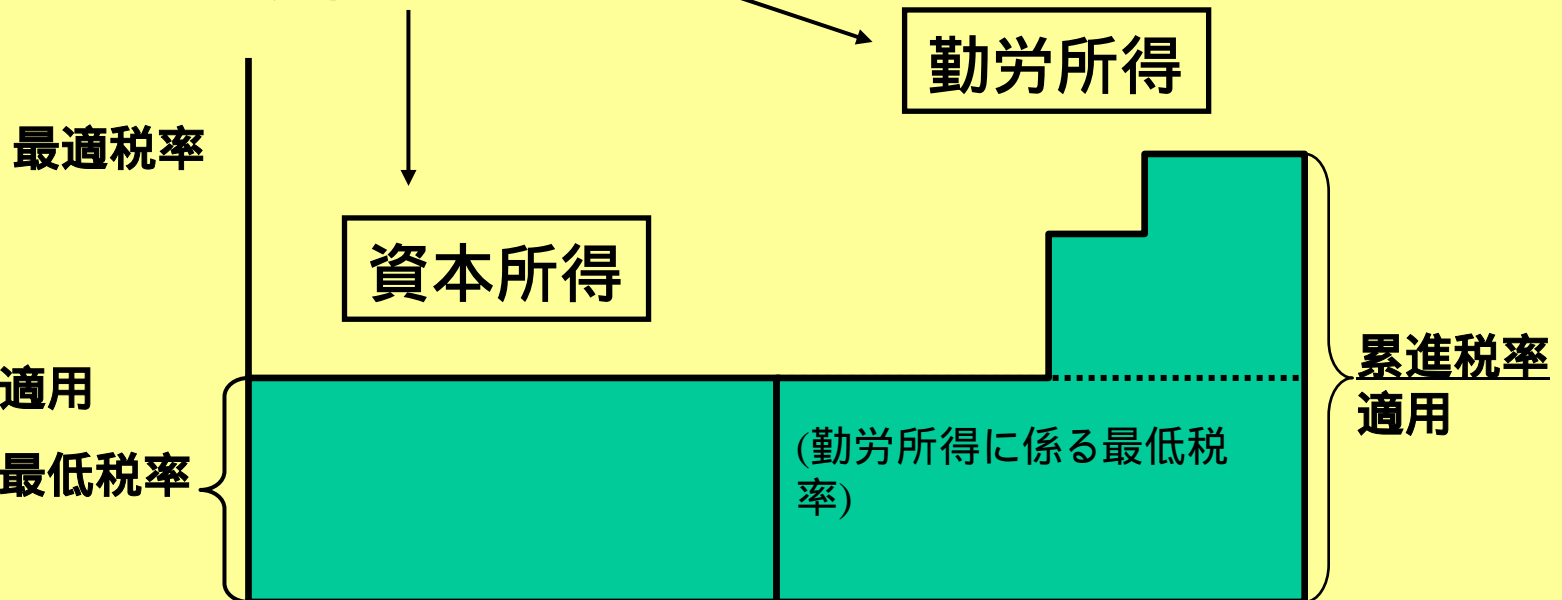
(注) 株式の売却益の課税は2003年から源泉分離がなくなり、申告分離の税率は20%に。

(H14.3.8 日経新聞)

二元的所得税の理論的仕組み

—S.Cnossen, "Dual Income Tax" (1997)に基づく概念図—

すべての所得を2種に区分



利子、配当、株・土地等の
キャピタルゲイン、家賃、
事業収益(投資収益的部分)
等

賃金、給与、フリンジベネフィット
社会保障給付、事業収益(賃金
報酬的部分)等

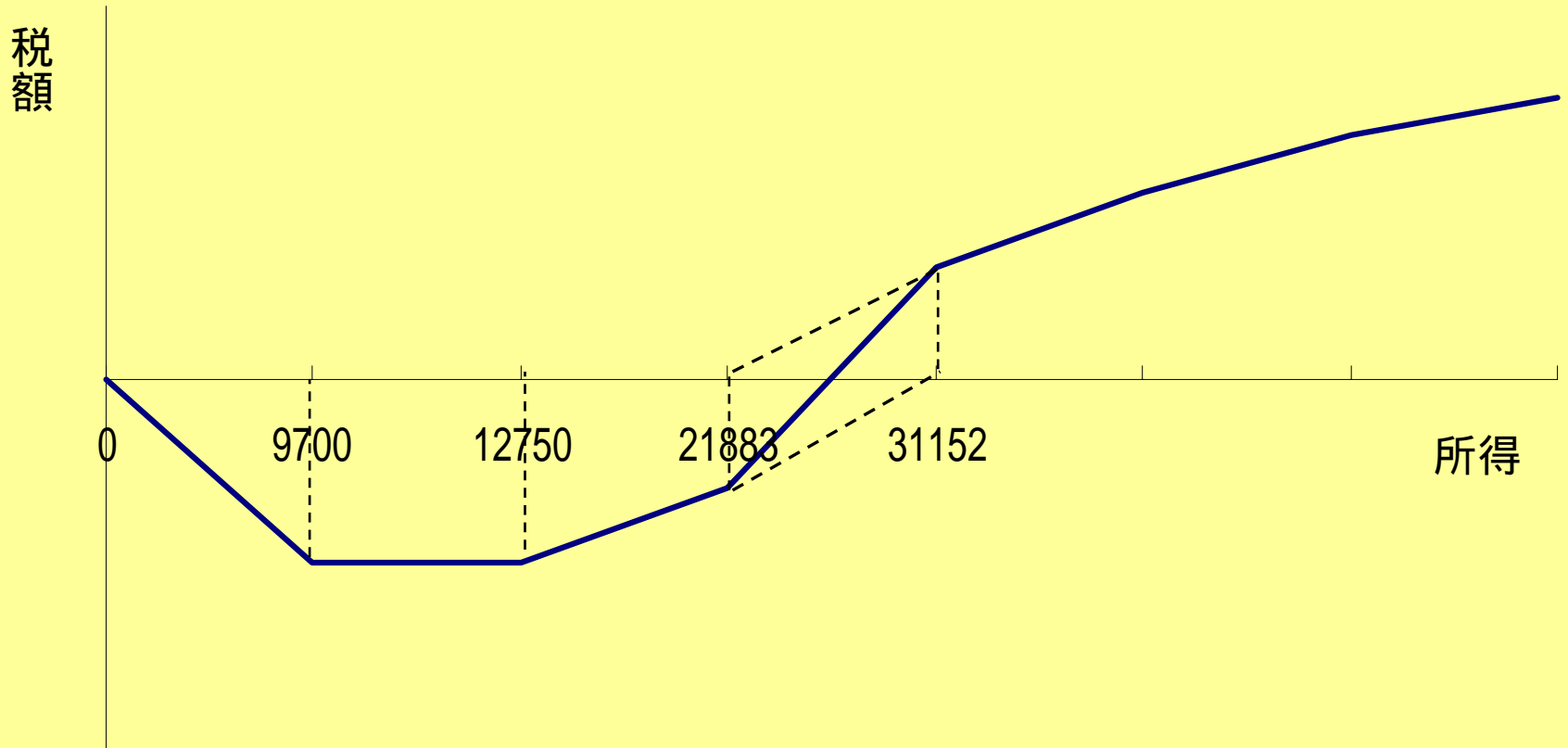
(政府税制調査会)

		資本所得 (Capital Income)		勤労所得 (Earned Income)
		法人所得	その他所得	
ノルウェー	1992年以前	50.8	26.5 ~ 40.5	26.5 ~ 50
	1992年以降	28	28	28 ~ 41.7
フィンランド	1993年以前	37	25 ~ 56	25 ~ 56
	1993年以降	25	25	25 ~ 56
	1995年以降	28	28	25 ~ 56
スウェーデン	1991年以前	52	36 ~ 72	36 ~ 72
	1991年以降	30	30	31 ~ 51
	1994年以降	28	30	31 ~ 56
デンマーク	1987年以前	40	48 ~ 73	48 ~ 73
	1987年以降	50	50 ~ 56	50 ~ 68
	1994年以降	34	38 ~ 44/58(注)	38 ~ 58

(注) 44%の税率は、純資本収入が20,000デンマーク・クローネ(約28万円)(夫婦の場合は40,000クローネ)未満の場合に適用される。
(出所) S. Gossen "Dual Income Tax" (1997)

(政府税制調査会)

米国のEITC (夫婦子供二人)



(注: 試算)

Labor Tax Credits in Selected Countries

(All programs expressed in U.S. dollars at current exchange rates)

